

第2章

日本の児童労働

—歴史に見る児童労働の経済メカニズム—¹

藤野 敦子

要約：

多くの先進国には、国内における児童労働問題と戦ってきた歴史的経緯がある。その経験の中から、現在の世界の児童労働問題に対する効果的な取組みのヒントを見出すことが可能であろう。

本章では、日本が歴史の中で経験してきた児童労働問題を、近世以前、近代、現代と分け、振り返る。日本では、どのような経済メカニズムによって児童労働が生じたのか、またそれらの問題に対し、我々は、どのような対応をしてきたのかを考察する。

日本の歴史の中で見られる児童労働は、欧米諸国との比較の中で、量的には少ないと言われている。しかし、産業革命期を中心に日本においても児童労働は存在した。そしてその多くの割合が女子であったところに大きな特徴がある。

日本の経験からは、児童労働を撤廃するために、経済成長、技術レベルの向上、法規制、義務教育の強化などに加え、女性の人権、ジェンダー平等意識を向上させることの重要性が示唆される。

キーワード：

人身取引（人身売買）、遊女、子守、女工、工場法

はじめに

今や世界における児童労働の問題は我々の取り組まねばならない最重要課題の一つとなっている。

ところが、児童労働と言えば、開発途上国における問題であるとみなし、無関心な傾向が我々にあるかもしれない。²日本は、食料やその他原料を世界の様々な国に依存する輸入大国である。経済のグローバル化が進展した現在にあって、実は、我々の経

済行動が開発途上国の児童労働の原因と関わっていることがある。また、国内に目を向けたとき、その数は少なかったとしても、日本に児童労働が全く存在しないと断言できない状況にもある。特にこれは、商業的性的搾取の分野に関してのことであり、これも経済ないしは、人材のグローバル化の潮流と無関係ではない。³

多くの先進国には、かつて国内における児童労働問題と戦ってきた歴史的経緯がある。その経験の中から、現在の世界の児童労働問題に対する効果的な取組みのヒントを見出すことが可能ではないだろうか。本章では、我々が日本の歴史の中で経験してきた児童労働問題を今また振り返り、どのような経済メカニズムによって児童労働が生ずることになったのか、またそれらの問題に対し、我々はどのように対応してきたのかを考察してみたいと思うのである。

ところで、義務教育が一般化する前は子ども達が働くことは当然のことであった。⁴一つに、農業や漁業などにおいて、人々は家族を単位とし、協力して生計を営んできたからであり、また一つに職業選択の自由は乏しく、職業はほぼ世襲となっていたからである。子ども達が働くことは、家族の一員として、当然のこととみなされるとともに、一人前になるための重要な過程でもあったのである。

したがって、現在同様、歴史の中でも「子どもの仕事」がすべて禁止されるべき「児童労働」に該当するとは言えない。ここで取り上げる、「児童労働」とは、子どもの成長に寄与する仕事とは区別され、子どもの安全や健康、そして精神的、肉体的な点における子どもの成長を脅かす類のものである。⁵

歴史的な観点から、日本の児童労働の問題は他の欧米諸国と比べどのような特徴があったのだろうか。欧米諸国では、産業革命期に児童労働が最も多く見られたが、子ども達の労働条件が極めて過酷であったため、児童労働が社会問題として、取り上げられことになった。18世紀後半から20世紀のイギリスや南部アメリカの綿紡績業では、労働者達は家族単位での雇用契約を言い渡されたり、自分の子どもを助手として使用したりすることが一般的となっていたことから、子ども達は親の仕事場で大人同様に働かざるをえなかったのである。⁶

一方、日本では、産業革命期、欧米諸国同様、児童労働が社会問題になったとは言え、欧米諸国ほどには児童労働が多く用いられなかったということがしばしば強調されている。⁷日本においては古来より、子宝思想が存在し、子どもを大切に作る規範が強い国であると言われてきた。⁸また日本の普遍的な義務教育の浸透が成功し、子ども達を児童労働へ追いやらなかつたとも考えられている。⁹

しかし、日本では、父母から離され、債務奴隷のような雇用関係の下、多くの少女達が製糸業、綿紡績業において働いてきた事実は看過できない。これは、女工哀史など多くの文献で伝えられてきたとおりである。彼女たちは、肺結核などの深刻な病気や性的虐待を受ける危険にさえさらされていたのである。¹⁰

最も児童労働が多く見られる産業革命期において、日本では欧米諸国よりも児童労働が量的に少なかったことが強調される理由は、児童労働をごく年少の子ども達の労働と考えていたからであろう。産業革命を主導した日本の製糸業、綿紡績業は15歳以上の、比較的年齢層の高い少女達の労働力によって支えられていた。

しかし、その労働条件や労働環境は、悲惨であり、現在言うところの、18歳未満の児童を対象とした「最悪形態の児童労働」におかれていた考えることも可能である。本章では、製糸、紡績業では、なぜ欧米諸国のように年少の児童労働が多く用いられなかったのか、その理由をさぐるとともに、彼女達の労働条件や労働環境について考察する。

日本の歴史の中に見られる児童労働は、欧米諸国と比較すれば量的に少ないものの、人権や男女平等の意識に遅れをとる他のアジア諸国の児童労働との間に共通点が多くあると考えられ、それを考察することは、何らかの示唆を与えてくれることになるだろう。本章では、時代を大きく、近世以前、近代、現代に分け、日本における児童労働の歴史を概観していきたい。

第1節 近世以前の児童労働

1. 近世における児童労働とは

近世以前、子どもが働くことは当たり前であった。しかし、そのような中で、我々が「児童労働」と指摘しなければならないのは、平安時代後期ごろから盛んになり江戸時代に入る前まで続いた「人身取引（人身売買）による児童の強制労働」、江戸時代以降の「遊女」、江戸時代後期に現れた「子守」ではないだろうか。ここでは、現在の子ども「人権」という視点から看過できないものを挙げてみたい。以下で順にその状況を考察する。

2. 児童労働の状況

（1）人身取引（人身売買）による子どもの強制労働

日本において、人身取引（人身売買）の歴史は古く、720年に完成したと言われる『日本書紀』に、すでに子どもの売買に関する記述がある。¹¹

平安時代後半から室町時代、すなわち12世紀から16世紀にかけて、特に子どもの人身取引（人身売買）にまつわる物語、謡曲などを多く見つけることができる。たとえば、森鷗外が書いた小説に、鎌倉時代後期、すなわち14世紀に成立したと言われる説経節を題材にした『山椒大夫』（1915年）がある。山椒大夫という男が二人の幼い

姉弟を買い取り、奴隷として酷使したという話である。

実際、12世紀ごろから日本において、労働力の供給、取得を目的として、子どもの誘拐や子どもの売買が盛んに行われ、組織化されていた。人身取引（人身売買）は、日常茶飯事であったと見るができる。不作や飢饉の難を逃れるため、親が子どもを売るということも少なくなかったようである。時の権力、鎌倉幕府は、人の売買にたずさわる仲介人「人商人」に対しては、厳しい法律を作り、禁制を繰り返した。¹²

売られた子どもは、何をしていたのだろうか。子ども達は、東北、北陸、山陰、九州など慢性的に労働力が不足している辺境地に売られ、農耕、牧畜、柴かり、水汲み、家庭の雑事などに従事させられた。辺境地には常に労働需要があったのである。¹³

16世紀後半、ポルトガルとの貿易がさかんになるとともに、多くの子ども達が、国内に限らず、世界各地に奴隷や傭兵として輸出されるようになった。日本人の子ども達が世界各地に散在していたと言うのである。¹⁴ポルトガルの海外進出に伴い始まった奴隷貿易システムの中に日本も組み込まれることになったのである。豊臣秀吉は、1587年宣教師追放令の中で、人身取引（人身売買）を禁制したが、日本は結局、鎖国体制に踏み切り、外国との貿易を幕府の監視下におくことによって、日本人を奴隷として輸出するという事態を收拾せざるをえなかった。

人身取引（人身売買）は子どもに限ったものではない。もちろん、大人も取引の対象となった。時の権力は、人身取引（人身売買）に対し、何らかの規制を加えてきたものの、それらがなくならなかったのは、「労働市場」が未発達であったこと、労働需給を埋める手段が他になかったことからである。特に子どもが必要された理由は、調達のコスト面が考慮されたからであろう。また、子どもが従順そして「無知蒙昧」であると考えられていたことが取引コストを下げていた可能性がある。さらに、労働需要側に労働力をストックする意図があったことも考えられるだろう。¹⁵

（2）遊女

16世紀後半、江戸幕府は奴隷の保有、人身取引（人身売買）行為に対して厳禁し、人身取引（人身売買）を行うものは死罪とした。この強い禁制や実物経済、貨幣経済の発展によって、雇用関係が徐々に変化をとげていく。つまり「人身」そのものの売買ではなく、「労働力」の売買への移行である。

たとえば、商工業を志す子ども達、特に男子は、一定期間住み込みで働き、食事や日用品を支給されながら、上のものに仕えつつ、職業を習得していくという、いわゆる年季奉公制度の中におかれることになる。このように人身取引（人身売買）に代わり、労働供給する側にもメリットがある、年季奉公制度が江戸時代に確立された。

ところが、遊女の場合には、比較的短い年季で技能を習得していくことのできる一般の年季奉公契約とは明らかに異なる契約であった。遊女奉公では一般の奉公に比べ

親の手にする身代金（前借金）がはるかに高かった。また一般の奉公では、年季が終了したとき、子どもの身柄は戻され、親に支払われた身代金（前借金）を返済しなければならなかったが、遊女奉公の場合には、子どもが親元に戻る保障もない代わりに身代金（前借金）も返済する必要がなかったのである。¹⁶

実は江戸幕府は、人身取引（人身売買）に対し、非常に厳しく対処したが、貧しい農民の娘や都市の下層民の娘を遊女として売ることについては、例外として承認していたのである。¹⁷

その背景には、この時代に設けられた公娼制がある。17世紀に入り、江戸幕府は遊女を公認した遊郭に集めることで規制し、税を課すとともに社会秩序を保つことにしたのである。¹⁸しかし、この制度を維持するためには、遊女が一定数、常に供給され続けなければならなかった。

つまり、時の権力は人身取引（人身売買）の禁制には強く臨んだが、遊郭の存在は必要不可欠であり、その効用を認めていた。このため、逆説的にもほぼ人身取引（売買）と変わらなかった契約、つまり「身売的年季奉公契約」が社会のある一部分においてのみ強固に存続することになったのである。¹⁹ただし、遊郭以外で商売する、いわゆる私娼に関しては、江戸幕府の取り締まりの対象になった。

ところで、遊女は一般に、14歳ぐらいから座敷に上がり、27歳ぐらいまで勤め続ける。ところが、遊女奉公のために売られる娘はそれよりも幼い場合が多い。そこで少女達は、まず年長の遊女に仕えながら、遊女になる修行をしたのだが、これらの少女達は「かむろ」と呼ばれた。彼女達は農村の貧しい百姓から送りこまれてきたのである。

江戸時代後半、すなわち、18世紀後半になると、度重なる飢饉などで、人々の生活が困窮していくと、墮胎や間引きや嬰兒の遺棄が広まっていった。この時、女子が犠牲になることが多く、特に生活水準の低い東北地方においては顕著に出生比に偏りが見られる。つまり、女子よりも男子が多いのである。しかし、ある特定の地域、すなわち、遊女として娘を売ることが可能な地域にあっては、墮胎や間引きは少なかったとされる。²⁰

貧困家庭の娘は遊女として売られるのはやむをえないという社会通念や、身売って、親、家族を救うのは女の美德であるとの考えが、このような社会の矛盾を正当化することを助けた。少女達が自らの意思とは無関係に、売買され、遊女となっていくには、社会のイデオロギー、倫理観のようなものによって裏打ちされなければならなかったのである。²¹

（3）子守

江戸時代後半、すなわち18世紀後半には、少女達を子守として雇用する風習、子守

奉公があらわれてくる。1562年より35年間にわたり、イエズス会の宣教師として日本で布教活動を行ったルイス・フロイス（Luis Frois）は、その著書『ヨーロッパ文化と日本文化』の中で、こんな風書いている。「日本ではごく幼い少女がほとんどいつでも赤児を背についていく。」²²

18世紀後半までは、子守が重要な子ども達の仕事であったと思われるものの、まだこの時代には、親が農作業をしている合間に年長の子どもの任された家事労働の一つにすぎなかった。ところが、18世紀後半以降、目覚ましく商品経済、貨幣経済が発達し、貧富の格差が見られるようになる。子守を雇用することのできる中小地主や商人、月給生活者などが生まれてきた一方で、土地をもたない小作人達は、生まれてきた子どもを口減らしのために、特に女の子を手放さざるを得ない状況がでてきたのである。このような中で、少女の子守が増加していった。これは20世紀前半まで続いた。²³

貧しい家庭の子女は5、6歳にもなると子守奉公に出され、3年、5年、10年の契約で働かされた。もともと子守達は口減らしのために奉公に出されたため、次から次へと雇用主を変えるものもいたし、同じ雇用主の下で、次から次に生まれた兄弟姉妹の世話をするものもいた。15、6歳になると、女中としても扱われたという。²⁴

彼女達の思いは、「子守唄」として現代まで歌いつがれているものに如実に現れている。子守唄には赤ん坊を眠らせたり、あやしたりするものと、子守奉公する少女達が自分自身のために歌う労働歌、あるいは抵抗の歌としての側面を持つものがある。1772年に刊行された民謡集『山家鳥虫歌』には、「子守の勤めやいやなものだ、主人にしかられ、背負う子にはいじめられ、いわれのない噂を立てられる」というような子守歌がある。子守歌には子守の過酷な現実や雇い主に対する批判、望郷の念などが表現された。²⁵

近代化の波の中で、子守をしていた少女達は、紡績工場の女子労働者に吸収されていくことになる。赤松[1994]は、紡績工場の女工小唄（女子労働者の労働歌）と子守唄に多くの共通点を見出し、彼女達は出身基盤や生活環境を同じくしているとの見解を示している。²⁶

第2節 近代の児童労働

1. 明治維新から工場法成立（1868年－1911年）までの児童労働

（1）賃金労働者としての児童労働の増加の背景

この時期以降、賃金労働者としての児童労働が現れ、増加していく。その労働需要側のマクロ的要因として挙げられることは、日本に、軽工業を中心とした産業革命がおこり低賃金の労働力が多く必要であったことである。近代的な産業は潜在的な雇用

機会を多く持っていたが、海外との厳しい競争にさらされ、低賃金の労働力に限定せざるを得なかったのである。

また、明治時代に入ると、国策として1869年に墮胎禁止令が出された。これまで頻繁に行われていた墮胎、子殺しが減少し、出生の男女比が小さくなるとともに、出生率が高まっていった。つまり労働供給側のマクロ的要因としては、子どもの数の増加が挙げられよう。さらに、明治維新（1868年）以降、身分制度がなくなり、職業選択が自由になったことも関連する。

（2）児童労働の状況を知る文献

日本の産業革命期における児童労働の状況を知るための主要な文献は二つある。一つは、19世紀後半ごろの日本における新旧下層社会の生活や労働状態を明らかにした横山源之助による『日本の下層社会』（初版1898年）である。また一つは、1901年に農商務省が実施した労働事情の調査の結果を報告した『職工事情』（初版1903年）である。

これらの二つの文献から、日本では、マッチ、段通²⁷、煙草、製糸、綿紡績、硝子、印刷の各工場において、多くの児童労働者が見られたことがわかる。横山源之助は、マッチ工場、段通工場は各種工場の中でも、特に幼い子どもが多く働いていたと指摘している。²⁸また、製綿、製紐^{せいひも}、メリヤス、和紙、洋傘骨、花筵^{はなむしる}など、その他雑種工場においても、子ども達が働くことが常態化しているとしていると述べている。²⁹さらに19世紀末時点では、重工業の分野は未発達であったが、鉄工業（造船、車輪製造）においてもわずかに子どもの労働者が見られるとしている。³⁰

本節では、これら二つの文献で児童労働者の様子が詳しく述べられている、マッチ、煙草、製綿、製紐、メリヤスなどのその他雑種工場、製糸、綿紡績、硝子、印刷、鉄工業における状況を考察しよう。

（3）各工場での児童労働の状況

①マッチ工場、段通工場

産業革命初期には、雑工業的な化学工業の工場が多く、マッチ工業はその代表的なものであった。マッチ工場では安い労働力を大量に必要とするため、大阪、神戸などの都市下層民の住む貧民窟を選んで建てられた。世帯主の収入が低く、子どもを含めた一家総出で働かなければならない世帯が多かったのである。³¹

職工事情では、1900年－1902年の関西14の工場、労働者総数5,330人に関する調査をまとめている。そこでは、10歳未満の男子労働者は62人（全労働者の1.2%）、女子労働者132人（全労働者の2.5%）、10歳以上14歳未満の男子労働者は196人（全労働者の3.7%）、女子労働者は613人（全労働者の11.5%）と報告されている。³²

マッチ工場での仕事は、軸揃え、軸並べ、頭葉づけ、乾燥、箱詰め、包装などである。軸揃え、軸並べ、箱詰めなどは経験、熟練の必要のない極めて単純な手作業である。これらは、主に女性労働者の仕事となっている一方で、頭葉づけ、乾燥、調合法などは主に男性労働者の仕事となり、職務内容により男女の仕事が明確に分かれる傾向があった。³³ マッチ工場での賃金の支払いは、主に出来高払い制となっていたのだが、男性労働者の場合には、日給または月給制となっていたのである。³⁴

出来高払いの賃金であると、子どもであっても学校の行き帰りに自分がやりたいだけ仕事をし、それに相当する賃金を得ることが可能である。調査によれば、7、8歳の子どもが多数出入りし、日銭を稼いでいたとしている。

また、そもそも仕事自体が極めて単純な作業であったため、雇用主にとっては、雇用する労働者が成人女性であろうが、子どもであろうがさほど重要でなかったことも注目すべき点である。賃金支払いが出来高制であるということとともに、女性、子どもの労働力がほぼ代替的な関係にあったということが児童労働を増加させる労働需要要因として考えられる。

さらに、低資本の産業であったことも関連している。1890年代初めに、ドイツにおいて製軸作業機が開発されたことにより、単純作業部分が機械化され、女性並びに児童労働者数が減少するものと見られたが、これら工場で、ドイツ製の機械を導入できたところは、ごくわずかであった。³⁵ 依然、マッチ製造は、労働集約的な産業であり続け、児童労働のニーズはなくならなかったのである。

段通工場もマッチ工場と事情がよく似ていた。段通織物業はすべて手工業であり、その仕事は極めて簡単であるために、子ども達が多く働かされる場であった。母子姉妹みな工場で働く家庭もあったとされる。

1900年における大阪堺の工場、労働者総数9,014人に対し、10歳未満の男子労働者は279人（全労働者の3.1%）、女子労働者は653人（全労働者の7.2%）であり、10歳以上14歳未満の男子労働者1,095人（全労働者の11.7%）女子労働者2,544人（全労働者の28.2%）であった。³⁶

最年少者は6、7歳であり、最もこの仕事に適する年齢は12、3歳であると言われていた。仕事は単純であっても、労働時間は12時間にも及び、決して軽易なものではなかったとされる。特に、膝を曲げ、膝で立って一日中仕事をするので、子ども達の発育に害を与えていたとしている。³⁷

②煙草工場、その他雑種工場

1900年における10の煙草工場の労働者総数5,742人のうち、10歳未満はほとんどいないが、10歳以上14歳未満は女子労働者329人（全労働者の5.7%）男子労働者9人（全労働者の0.2%）とされている。全国工場統計によれば、14歳未満の男女は1,434

人おり、(全労働者の13.0%)うち、女子労働者が70%を占めているとされている。³⁸

煙草工場においても、機械を操作する部分は男性労働者、巻詰め、箱詰めは女性労働者と職務内容によって男女の仕事が分かれていた。³⁹煙草工場においては、12歳未満の子どもを採用してはならないとされていたが、これは有名無実であったと記述されている。ただある工場においては、この条件を実行していたのだが、その理由は、全くの損得計算によるものであり、12歳未満の子どもを雇用してもむしろ損をするからというものであったと言う。⁴⁰

巻詰めに関しては、工場と内職人との間に仲介者がおり、工場より一定の仲介料を持って引き受け、内職人に分配していた。内職人は自宅において、家事、子育ての傍らこの仕事をしてきた。中には看板を掲げ、近隣の子ども達を集めて、巻詰めさせるものがあり、6、7歳の子どもも少なからず、やってきていたとする。⁴¹

製綿、メリヤス、製紐、花筵などの工場の主要なる作業もまた女性労働者によってなされていた。1900年の製綿、製紐、メリヤス、刷子、電球、燐寸軸の18の工場の労働者総数3,431人のうち10歳未満の女子労働者は17人(全労働者の0.5%)、男子労働者は0人、10歳以上14歳未満の女子労働者は436人(全労働者の12.7%)、男子労働者90人(全労働者の2.6%)となっている。⁴²

女性労働者の多い工場では、女性達が子どもをともなってやってくるため、子どもも仕事に従事すると述べられている。⁴³以上の工場において、機械の使用や腕力の要する仕事はわずかであり、それ以外の仕事は、単純な作業であった。自宅の一部や自宅の付属建物を工場とすることも多く、煙草の巻詰め同様、子ども達も内職として仕事にかかわることができたのである。⁴⁴

力が要らないこと、知識や技術が要らないことは女性労働者への需要を高める。そして女性労働者とほぼ代替関係にある児童労働の需要をも高めるのはマッチ工場での状況と同じである。また、母親が内職として請け負う仕事に子どもは参加しやすい。また雇用主は、労働者の労働環境や労働時間など労働状況を全く管理する必要がなくなる。このような状況下において、児童労働がおこりやすいことも見逃すことができない。

③製糸工場、紡績工場

製糸業は、中小工場が多く、機械化の導入が緩やかであったが、その輸出額は巨額であった。1989年の農商務省の調査によれば、10人以上の労働者を雇用する工場での労働者総数はすでに107,841人であり、当時の日本の工業の中でも最も多くの労働者を抱えた産業であったと言える。⁴⁵一方、紡績業は機械化の進展が激しい成長産業であると同時に、日本の産業革命を牽引する産業であり、年々労働者数が増加していったとされる。⁴⁶それぞれ特徴は異なるが、これらの産業が日本の19世紀後期から20

世紀前期かけて産業革命をもたらした非常に重要な産業であると言える。

農商務省によれば、製糸工場で働く労働者の93%が女性、紡績工場においても78%が女性であるとしている。⁴⁷製糸業は、手先の器用さがもとめられる手工業であったのに対し、紡績業は最新式機械リングによる機械化により熟練や肉体労働を必要としない産業であった。これらのことより、結果としてはどちらの産業も男性よりもむしろ女性労働者に対する需要が大きかったのである。そしてこれらの工場で働く女工の多くが貧しい農家の娘であり、出稼ぎとして連れてこられた者達だとしている。⁴⁸

欧米諸国よりもはるかに遅れて産業革命を経験した日本は激しい国際競争の中で、とにかく低廉な商品を海外に輸出しなければならなかった。低廉な商品の生産のためには、低賃金と長時間の労働力が不可欠であった。⁴⁹ここで、欧米諸国同様、児童労働への需要が生まれることになる。

ただし、児童労働者の数としては、欧米諸国に比べ多くない。1898年における長野県205の製糸工場及び、その他の29工場の労働者総数29,555人に対し実施された調査によれば、10歳以上14歳未満の女子労働者は2,440人（全労働者の8.3%）、10歳未満の女子労働者はわずか150人（全労働者の0.5%）と報告されている。⁵⁰同じく関西16の紡績工場、労働者総数27,412人に対し行われた調査においても紡績工場で働く労働者の過半数が20歳以下でほとんどが女性とされるものの、14歳未満の女子労働者は2,489人（全労働者の10.1%）、10歳未満は極めて少ないと報告されている。⁵¹

製糸工場の場合、14歳未満の児童労働者は各工女の持っている釜に繭を配布したり、不要になったさなぎ、ゴミを収集したりする作業に従事していたと言う。幼い工女は、養成工女、練習工女などと呼ばれ、職工というよりは徒弟として、その技術が熟練に達するまでは下働きをし、技術を修得後、普通工女として働くことができたのである。⁵²紡績工場では、労働力不足が常となっており、幼少の者を採用した場合はとりあえず軽作業につかせ、成長を待って普通の職工として使ったとされる。いわゆる労働力のストックとして、児童労働の需要があったと言えるだろう。⁵³

10歳未満が非常に少なかった理由としては、製糸業の場合、器械よりも精巧な技術を要する作業の性質上、年少の児童を雇用することが工場主にとって利益にならなかったということが挙げられる。⁵⁴また、製糸業、紡績業ともに各工場において就労最低年齢を決めており、その大多数が12歳から14歳となっていることも関係しているだろう。⁵⁵

さらに、採用の方法が関係していると考えられる。紡績工場、製糸工場とも女工は通勤制、寄宿制の二つによって採用されていた。⁵⁶紡績工場にあっては、特に職工不足に悩まされており、全国各地から職工を応募していたからである。イギリスやアメリカにおける紡績工場のように年少の子どもも含め、一家総出で働くような状況とは異なっていた。ある一定の年齢に達した女子が家計を支えるため、地方の貧しい家を

出て、工場の寄宿舎に入り働いたのである。これは遊女や子守同様、家族にとっては口減らしを意味していた。

斎藤[1997]は日本における19、20世紀の製糸・紡績工場における児童労働に関して、12、13歳の少女を大量に雇用したものの、欧米のように学齢期の幼い子どもはほとんど働かされなかった理由を日本の家族観の問題としてとらえる。日本の場合、国民の大多数の間で、家の永続を願う志向が強く、家族のきずなも強い。父親の収入が不安定な場合には、母親がその次に12歳以上の子どもが働きにでて、それでも不足する場合には、12歳未満の子どもが働きに出るとした。⁵⁷

ところで1907年には義務教育が4年から6年に延長され、統計上、女子の小学校就学率が97%となっている。1872年の学制頒布移行、国民がみな身分、性別に関係なく、教育を受けることが義務づけられてきたものの、家制度が存続することが最優先されるため、女性は親、夫のためにすべてを犠牲にすることは美德、男性と同じく学問することは誤りとの考えが強かった。⁵⁸紡績業の女子労働者の41.5%が一度も学校に行かない者であり、50.4%が小学校中退者であるとする。つまり、多くの女子労働者はたとえ教育の場に入ったとしても、働ける年齢に達すると就学をやめ、家計のために働かされたのだと考えられる。⁵⁹

これら工場で働く女子労働者の様子は、『職工事情』以外にも細井和喜蔵が労働者の立場で女子労働者の労働生活や考え方を書いた『女工哀史』（初版1925年）や製糸業を支えた数百人に上る女子労働者の聞き取り取材をもとに書かれた文献『あゝ野麦峠—ある製糸工女哀史』からも伺える。

女子労働者の労働条件、労働環境はどのようなものだったのだろうか。紡績業においては、高価な輸入機械を24時間休みなく動かすことによって、効率性を追求した。そのため、女子労働者は深夜業をすることになる。成長期の女子にとって、これは過酷なことであり、紡績工場では肺結核などの呼吸病が絶えなかったと言う。⁶⁰製糸工場においては、深夜業こそなかったが、労働時間は最低13時間、繁忙期には、17、18時間にもなった。⁶¹

女子労働者達は容易にこの苦境から逃れることが出来なかったことも重要な問題である。父兄との間に雇用契約が結ばれており、多くの場合、働く前に父兄に前借金（身代金、手付金）が渡されていたためである。江戸時代の遊女における身売的年季奉公契約と大して変わらない前近代的なものであった。契約期間中の退職の厳禁、違反した場合の賠償金の支払いが取りきめられ、女子労働者はおおよそ債務奴隷として扱われていた。女子労働者の獲得が困難になっていくと、女子誘拐という事例も増加していったのであった。

産業革命を牽引するこれら産業では、常にその労働需要に対し、労働供給が伴わなかったのであるが、そのミスマッチを解消する自由な労働市場がなお欠如していた。

労働供給不足を補うのは、主に募集人（仲介人）の仕事であった。つまり今で言う間接雇用によって女工達の多くは集められていたのである。募集人（仲介人）は、甘言、欺瞞によって地方で、職工を募り、莫大な手数料を受け取っていたのである。⁶²

④硝子工場、鉄工業の工場、印刷工場

硝子工場には男性の児童労働者が多く見られた。硝子工場で働く労働者自体、男性が95%を占めていたためである。1902年に調査した東京及び大阪の硝子工場の労働者総数3,960人のうち、10歳未満の男子労働者は278人（全労働者の7.0%）、10歳以上14歳未満の男子労働者は1,199人（全労働者の30.3%）にもなっていたとしている。⁶³

鉄工業においては、14歳未満の児童労働者はすべて男子であったが、その割合はこれら二つの産業に比べ少ない。機械、造船、車輪製造の大阪の鉄工所8工場での調査の労働者総数7,629人のうち、10歳未満はおらず、10歳以上14歳未満の男子労働者は62人（全労働者の0.8%）であった。⁶⁴鉄工業は重工業の分野になるが、まだ、19世紀の時点では未発達であったことが関係しているだろう。

印刷工場については、16の印刷工場における労働者総数3,238人に対する調査によると、男女とも10歳未満はわずかであるが10歳以上14歳未満の労働者は、男子労働者292人（全労働者の9.0%）女子労働者は186人（全労働者の5.7%）であったとしている。⁶⁵

これらの産業の中で働く子ども達は、まず徒弟制の中におかれはするが、最終的には熟練工を目指していくことになる。見習い工の時期は、手当として衣食住と、わずかな小遣いが与えられるだけであるのに対し、危険を伴う仕事にも従事せねばならない。しかし、将来、熟練工になることを児童自ら希望して、働くものが多かったのである。

鉄工業、印刷工場の中には労働組合が組織されている場合もあり、紡績工場や製糸工場といった女子労働者中心の産業よりもはるかに労働条件がよかったとされる。⁶⁶紡績工場や製糸工場で用いられてきた募集人による採用ではなく、現在の職工による紹介や広告掲示による採用方法であり、職工と工場が直接に契約を交わすことが一般的であった。誘拐や脅迫などはなかったとされる。

ところで、労力のいる仕事、あるいは知識・技術の必要とする仕事は男性、手の器用さが求められる仕事は女性と明らかに男女間で職種が分かれる傾向があったのだが、硝子、鉄工業などは一般的に男性の仕事と考えられるものであった。横山〔1949（初版1899）〕は、産業革命初期の産業の様子に関して、婦女子が多く雇用されているのは、我が国の産業が幼稚であることを意味しているとしたのである。⁶⁷

2. 工場法成立以降（1911年—1945年）の児童労働

(1) 工場法は児童労働者数を減少させたのか。

①工場法とその問題点

年少者、婦女子の保護を目的とする法案、いわゆる「工場法」はすでに19世紀後半ごろに起案されていたのだが、成立したのは1911年、施行されたのは1916年になってのことであった。イギリスにおいて「工場法」が成立したのは1833年、フランスでは1841年であったから、日本での工場法成立は欧米にずいぶん遅れて成立したと言える。にもかかわらず、この法律には以下のような問題点があった。

1911年成立の工場法では、まず、12歳未満の児童労働を原則禁止したが、軽易な作業の場合には、10歳以上であれば、許可をした。また、常時15人以上の労働者のいる工場には適用するが、14人以下であれば、除外されたのである。

工場主が義務教育を終了しない子どもを雇用する場合には、工場内において小学校の教育を教える教育施設を設けることや工場近隣の小学校に通学させることを条件として、その雇用は許可された。12歳未満の児童労働がすべての工場で完全に禁止されたのは、1926年になってからのことである。⁶⁸

また深夜業に関しても昼夜連続の業務を二交代制で行う場合には、子どもであれ、女性であれ、深夜業をすることは認められた。子どもの深夜労働が全面禁止となったのは1929年のことである。

②工場法成立後の児童労働への効果

1911年の工場法の成立、そして1916年の施行によって、児童労働者数は減少したのだろうか。より労働条件の悪い非適用工場などへ移動していったにすぎないとする見方がある。田中[1967]によると、1913年工場法適用工場における14歳未満の児童労働者は55,329人であったが、1921年には19,445人と激減しているとしている。また1919年3月農商務省が工業部門に限定しないで調査した結果、全国に14歳未満の児童労働者は244,000人おり、特に12歳未満の児童労働者数は男女合計で約7万人いたとする。その中でもっとも多いのが子守奉公、2番目がその他に分類されるもので、3番目が工場労働者となっている。子守奉公については、女子の数が、男子の数の約4倍、報告されているが、このように適用工場で働いていた女子児童労働者は、適用を受けない場に労働移動したと推定され、田中[1967]は、工場法が児童保護の役割を微弱にしか果たせなかったのではないかと結論づける。

(2) 軽工業から重工業への変化と児童労働

1909年の時点で、産業別生産額の割合を見ると、製糸業、綿紡績業を中心とする紡織工業の比率は51%を占めていたが、金属機械器具工業の比率は10%にすぎなかった。

ところが、1935年には、紡織工業が32.3%に対し、金属機械器具工業が31.0%となり、1940年には金属機械器具工業が49.3%、紡織工業は17.1%と完全に逆転してしまう。⁶⁹昭和恐慌とそれに対する打開策として発生した満州事変をきっかけとし、軽工業から重工業への産業構造の大転換がおこり、労働力の質が大きく変容する。

工場法によって児童労働者として新たに働き出す子ども達は減っていったが、工場での児童労働者が減る大きな理由はやはり産業構造の転換、すなわち産業全体の技術水準の向上なのである。それとともに女性労働者が減少し、そのため児童労働、とくに女子児童労働者が減少していったのである。

しかしながら、農家の困窮がひどかった場合に、農村からの少女の身売りは相変わらず存在した。1931年には、世界恐慌の影響を受け、昭和恐慌と呼ばれる未曾有の経済危機を迎え賃金労働者は激減し、失業者が増加する。農業部門においても1931年、1934年と凶作、冷害がおこり、東北地方などの農村で少女の身売りが増加したのである。⁷⁰

第3節 現代一戦後の児童労働（1945年以降）と児童労働禁止に関連する法制度の整備

戦後、日本国憲法は男女の平等をうたい、また、国民一人一人が教育を受ける権利を保障した。この日本国憲法を受けて1947年労働基準法が成立、同年施行された。これによって雇用主は、児童が満15歳以上にならないとすれば雇用できないことが明記された。

しかし、戦後直後には、戦災によって親をなくした子ども達が街頭で、夜中にあっても、靴磨き、新聞売りなどに従事する姿が多く見られた。1950年の労働省婦人少年局が行った『街頭年少労働者の実態報告』では子ども905人中、靴磨きが49%、食品売りが31%、新聞売りが12%となっており、15歳のものがもっと多いとするものの、6、7歳の子どもが兄弟につれられて働いていたとする。⁷¹

また戦後の貧困の中で、人身取引（人身売買）も多かった。1949年2月6日の毎日新聞によると、福島、山形県で、人身売買する仲介人11人が送検されたが、これらの者によって売られた子ども達は103人、多くが13、4歳であり、親に身代金（前借金）をわたしていたとのことだった。労働省婦人少年局の『いわゆる人身売買事件に関する報告書1948-49年』によると、人身取引（人身売買）は18歳が全体の70%、14-16歳が一番多い年齢、子ども達が受け入れられた先は裕福な農家であり、農業をさせられることが多かったとしている。⁷²

当時のこうした人身取引（人身売買）や街頭での児童労働の問題は深刻であり、1947年児童福祉法が成立し、それ以降、この法律がそれらの問題に対処してきた。特にこ

の法律によって18歳未満の午後10時から午前3時までの子どもの物売りに関して禁止されることになった。

しかし、その後も人身取引（人身売買）は後をたたず、その検挙数は上昇していく。警視庁刑事部防犯課の資料によれば、1955年における人身取引（人身売買）検挙数14,291人中18歳未満は2,912人（うち女子2,853人）、14歳未満は72人（うち女子は58人）となっている。人身取引（人身売買）のほとんどが女性であり、その受け入れ先は接客業、すなわち、商業的性的搾取目的となっている。⁷³このようなことから1956年売春防止法が成立、1957年施行されることになった。これによって、ようやく実質的に日本の公娼制度に終止符が打たれるということになる。

1960年代、日本は高度経済成長期に入り、国内における人身取引（人身売買）は急速に減っていくが、1980年代には、フィリピン、タイ、コロンビア等から幼い少女を含んだ女性が日本に送りこまれ、性産業で働かされるという状況が出てきた。あるいは、日本からフィリピン、タイなどへ児童買春を行うため渡航する者も出て来た。⁷⁴貧困との関連は希薄になる一方で国内でも子ども買春やポルノのビデオ、写真製造などに巻き込まれるケースも多くなってきている。このような国際的動向や児童の権利保護の観点から、1999年児童買春・ポルノ法が成立、同年施行されることになった。

おわりに

日本においては子宝思想が強く、また、家の存続を願う志向が強いと考えられている。国際比較すれば、産業革命期における日本の児童労働の規模としては、多くないと言われている。しかし、日本では、児童労働が女子に偏っていたことが大きな特徴であり、問題であったと考えられる。江戸時代以降の遊女の卵であるかむろ、子守、製糸工場や紡績工場などの女子労働者、そして今もなくなならない商業的性的搾取の犠牲者達は、歴史的観点から連続性を持っているように感じられる。

なぜ、児童労働は、女子に偏っていたのだろうか。日本の児童労働はどのような要因によって生じていたかをもう一度概観してみよう。

まず、児童労働の供給側の要因としては、貧困が挙げられる。貧困が児童労働を促進させたことは疑いない。しかし、働きに出ることが子ども自らの意思である場合もあったであろうし、そうでない場合もあった。

江戸時代の年季奉公で働く丁稚や硝子工場で徒弟として働く男子の場合には、多くが将来、技能や技術を獲得するために、自らの意思で働き始めた者も多かったと考えられる。女子の場合には、女性は家を守るため犠牲になるべきという倫理観の下、年長になって、自ら家を出て働き始めたものもいれば、幼少の頃、親の意思で売られたり働かされたりするものもあったのである。

一般的に、家計内における子どもの交渉力というものが小さいため、自らの意思とは無関係に働かされざるを得ない状況にある。日本の場合のように、家を守るために犠牲になるのは女性であることが美德と考えるような倫理観がある場合には、男子よりも女子の労働供給を促進させることになったものと考えられる。

次に労働需要側の要因について考えよう。マッチ工場、段通工場の場合には、生産性の低い女性労働と児童労働が代替的な関係にあったと考えられる。つまり労働需要側にとって成人女性であろうと、母親についてくる子どもであろうと、労働力を確保できるなら、どちらでも構わなかったのであり、それが児童労働の需要増加につながったと考えられる。また、肉体労働、熟練労働、知的労働は男性、力のいらぬ単純労働、あるいは手先を使う仕事は女性といった性別による職務内容の分離傾向が、特に女子児童の労働需要を増加させたと考えられる。

紡績業の場合は、機械が使用されていたが、産業革命初期における機械化は依然、労働集約的であり続けた。機械化によって熟練や肉体労働が必要なくなった分、男性よりむしろ女子労働、つまり少女の労働需要が大きかったのである。一方、製糸業の場合は熟練の必要な手工業であった。しかし、手が器用であること、長時間であっても従順に、忍耐強く働かせる必要があったことなどから、これも同様に、少女の労働需要を高めることになったのである。

工場法や義務教育は女子には不利に働いた。工場法成立後、新たな児童労働の供給は減少したかもしれないが、それまで働いていた子ども達は、規制の届かないより小さな工場あるいは、子守などインフォーマルな部門に追いやられた。女子の場合、教育を受けることが義務付けられてきたものの、男子と同じく学問することは誤りとの考えが強かった。家制度を存続することの方が優先されたためである。

さらに、自由、開放的な労働市場が欠如しており、仲介人によって労働需要が満たされるような場合も弊害が多かったと思われる。そのことによって、労働力が正当に評価されず、搾取や誘拐といった非人道的なことも多く生じることになったと思われる。紡績工場、製糸工場にあっては、比較的年齢の高い少女達が働いていたが、その少女達のおかれた労働条件、労働環境を看過することはできないのである。

Cunningham[1995]は欧米諸国が第一次産業革命後、児童労働を低下させた要因として、経済成長、技術レベルの向上、法的規制や義務教育の強化、子ども観の変化などを挙げ、これらが複合的に作用したとする。経済成長のみでは、決して充分ではないが、経済成長なくしては他の手段は有効に作用しなかったことも強調している。

我が国の歴史的な経験からも、今まで見てきたように、義務教育の整備、技術レベルの向上、経済成長、様々な児童労働にかかる法的規制などは児童労働問題を解決するのに不可欠であった。しかし、義務教育や工場法の整備だけでは、児童労働を減少する決定的な要因にはならず、産業構造の転換や経済成長が児童労働をなくす重要な

鍵となった。日本の場合も複合的に作用したことは間違いない。

さらに日本の経験から、児童労働撤廃の重要な政策として女性の人権やジェンダー平等意識の向上の重要性を強調しなくてはならない。高度成長期に入り、我々の国内において「児童労働」はなくなったかのように見えた。しかし、経済が豊かになった今にあっても、商業的性的搾取分野における児童労働に対して我々はなお注意を払わなければならない状況にある。グローバル化の中で、我々日本人が国内外で商業的性的搾取分野における児童労働に関わる機会が高まってきている。人々の中にあるジェンダーバイアスは世代から世代へと伝わり、形を変え、今日にまでいたっていることを認識せざるを得ない。

¹ 本稿は、藤野[2007]、Fujino [2009]を基に大幅に加筆・修正されたものである。

² 児童とは、1989年に国連によって採択された「児童の権利に関する条約」に基づき、18歳未満を指す。

³ 商業的性的搾取とは、スウェーデンのストックホルムで開催された第一回「児童の商業的性的搾取に反対する世界会議」で使用された **Commercial Sexual Exploitation of Children** の日本語訳である。これに含まれる具体的なものとしては、「児童買春」「児童ポルノ」「性的目的による児童の人身売買」である。

⁴ 1872年「学制」頒布以降、義務教育の制度化が図られてきたが、1886年の小学校令により、保護者が学齢児童に初等教育を受けさせる義務があることが明確化された。

⁵ これは、現在のILO（国際労働機関）の定義と同様である。「最低年齢条約（第138号）」及び「最悪の形態の児童労働条約（第182号）」等。

⁶ 南部アメリカの場合には、労働力確保のため、雇用主が労働者のための家を提供していた。雇用主は、労働者に対する、住宅という大きな投資をまかなうため、男女子どもを含めた家族全員で働くことを前提とした家族賃金制度（**Family Wage**）を採用したのである（Hindman [2002] p.155）。イギリスにおいても、親の仕事を手助けすること、一定年齢に達した児童は親の仕事を継ぐこと、すなわち家族作業単位が、工業化以前から当然のこととして受け止められていた（武居[2003] p.52）。

⁷ 斎藤修 [1997] pp.217-239 を参照。

⁸ 明治期に来日した米国人 Morse はその日記 *Japan Day by Day* の中に「日本は子どもの天国である。世界中で日本ほど子どもが大切に扱われ、子どものために多大な注意がはられる国は他にない」と記している（日本民具編[1988]pp.36-37）。

⁹ Nardinelli [1990]を参照。

¹⁰ 農商務省 犬丸義一校訂[1998（初版1903）]下付録Iを参照。

¹¹ 牧[1971] p.12を参照。

-
- ¹² 牧[1971] pp.34-38 を参照。
- ¹³ 牧[1971] p.41 を参照。
- ¹⁴ 池本・布留川・下山[1995] pp.158-159 及び岡本[1934] p.9 を参照。
- ¹⁵ Hindman [2002] p.9 を参照
- ¹⁶ 曾根[2003] pp.45-46 を参照。
- ¹⁷ 1733年制定された「御定書」第46条、またその但し書（山本[1983] p.5）を参照。
- ¹⁸ 江戸時代の1688年から1703年には、公認された遊郭が日本全国で35箇所あったと言われている（山本[1983] p.17）。
- ¹⁹ 労働の有償的提供を目的とする年季奉公契約に対し、人身取引（人身売買）の特徴を持つため、これと区別するため、身売的年季奉公契約と呼ばれた（牧[1971] p.116）。
- ²⁰ 井上[1967] p.161 及び落合[1994] p.427 を参照。
- ²¹ 牧[1971] p.145 及び後藤[1985] pp.21-22 を参照。
- ²² フロイス（岡田章雄訳注）[1991] p. 61 を参照。
- ²³ 赤松[1994] p.107 を参照。
- ²⁴ 玉野井[1995] p.523 及び Tamanoi [1991]を参照。
- ²⁵ 赤坂[2006] p.16 を参照。
- ²⁶ 赤松[1994] p.92 を参照。
- ²⁷ 綿などの厚い敷物のこと。
- ²⁸ 横山[1949：初版 1899] pp.162-163 を参照。
- ²⁹ 農商務省 犬丸義一校訂[1998（初版 1903）]中 p.313 を参照。
- ³⁰ 農商務省 犬丸義一校訂[1998（初版 1903）]中 p.58 を参照。
- ³¹ 横山[1949：初版 1899]p.159 を参照。
- ³² 農商務省 犬丸義一校訂[1998（初版 1903）]中 pp.169-170 を参照。
- ³³ 農商務省 犬丸義一校訂[1998（初版 1903）]中 p.167 を参照。
- ³⁴ 農商務省 犬丸義一校訂[1998（初版 1903）]中 p.173 を参照。
- ³⁵ 農商務省 犬丸義一校訂[1998（初版 1903）]中 p.168 を参照。
- ³⁶ 農商務省 犬丸義一校訂[1998（初版 1903）]上 pp. 306-307 を参照
- ³⁷ 農商務省 犬丸義一校訂[1998（初版 1903）]上 p.307 を参照。
- ³⁸ 農商務省 犬丸義一校訂[1998（初版 1903）]中 pp.228-229 を参照。
- ³⁹ 農商務省 犬丸義一校訂[1998（初版 1903）]中 p.230 を参照。
- ⁴⁰ 農商務省 犬丸義一校訂[1998（初版 1903）]中 p.240 を参照。
- ⁴¹ 農商務省 犬丸義一校訂[1998（初版 1903）]中 p.231 を参照。
- ⁴² 農商務省 犬丸義一校訂[1998（初版 1903）]中 pp.328-329 を参照。
- ⁴³ 農商務省 犬丸義一校訂[1998（初版 1903）]中 p.325 を参照。

- ⁴⁴ 農商務省 犬丸義一校訂[1998（初版 1903）]中 p.319 を参照。麦稗真田、花筵製造業は家内工業に属し、農家の副業や婦女、児童の内職であったと言う。
- ⁴⁵ 農商務省 犬丸義一校訂[1998（初版 1903）]上 p.221 を参照。
- ⁴⁶ 細井[1954：初版 1925] p.29 及び p.36 を参照。
- ⁴⁷ 農商務省 犬丸義一校訂[1998（初版 1903）]上 p.25 及び p.223 を参照。紡績業については、1887年の紡績連合会の統計、製糸業については、1889年の農商務省の工場統計による。日本の紡績業の女子比率はイギリスの紡績業の比率59%と比べ、高かった。
- ⁴⁸ 紡績職工の雇用は志願工と募集工の二つに分かれるが、男性は80%までが志願工であるのに対し、女性は80%までが募集工であった。1877年～1894年くらいまでは、農村、漁村から家にいても使用のないものを稼ぎに出すことが多かった。1895年～1905年くらいまでは、各会社に募集人がおかれ、年期制度、身代金制度などが行われるようになった。1906年～1923年くらいまでは、やはり募集人が誘拐まがいの手段によって農村から少女を連れて出し、紡績工場は一人いくらかで彼女達を買い取った。細井[1954：初版 1925] p.54 及び p.60 を参照。
- ⁴⁹ 西成田 [1988] p.21 参照。
- ⁵⁰ 農商務省犬丸義一校訂[1998（初版 1903）]上 p.224 を参照。
男子労働者に関しては、14歳未満は56人であり、全労働者の0.2%にも満たない。
- ⁵¹ 農商務省 犬丸義一校訂[1998（初版 1903）]上 p.20 を参照。
- ⁵² 農商務省 犬丸義一校訂[1998（初版 1903）]上 p.225 を参照。
- ⁵³ 農商務省 犬丸義一校訂[1998（初版 1903）]上 p.33 を参照。
- ⁵⁴ 農商務省 犬丸義一校訂[1998（初版 1903）]上 p.225 を参照。紡績業においては、景気によって深夜業をしない場合においては、児童労働者から先に解雇されるため、10歳未満が少ない場合もあるとし、深夜業が復活すれば児童労働者が雇用される可能性があると報告されている。
- ⁵⁵ 農商務省 犬丸義一校訂[1998（初版 1903）]上 p.225 を参照。
- ⁵⁶ 農商務省 犬丸義一校訂[1998（初版 1903）]上 pp.83-110 及び pp.240-256 を参照。
- ⁵⁷ 斎藤[1997] pp.217-219 及び Saito[1996]を参照。
- ⁵⁸ 三好[2000] p.86 を参照。
- ⁵⁹ 農商務省 犬丸義一校訂[1998（初版 1903）]上 p.418 及び三好[2000] p.126 を参照。
- ⁶⁰ 石原[1947] pp.174-198 を参照。
- ⁶¹ 製糸業においては、長時間労働、低賃金、粗悪な食事に関して苦しかったと答えたものは少なく、大部分は「それでも家の仕事よりも楽だった」と答えているという。山本[1977] p.332 を参照。
- ⁶² 西成田[1988] pp.17-18 を参照。

-
- ⁶³ 農商務省 犬丸義一校訂[1998（初版 1903）]中 pp.66-68 を参照。
- ⁶⁴ 農商務省 犬丸義一校訂[1998（初版 1903）]中 pp.20-21 を参照。
- ⁶⁵ 農商務省 犬丸義一校訂[1998（初版 1903）]中 pp.264-265 を参照。
- ⁶⁶ 農商務省 犬丸義一校訂[1998（初版 1903）]中 pp.25-26 を参照。
- ⁶⁷ 横山 [1949：初版 1899] p.242 を参照。
- ⁶⁸ 1923 年成立、1926 年施行の工業労働者最低年齢法による。
- ⁶⁹ 西成田 [1988] p.321 を参照。
- ⁷⁰ 山下[2001] p.93 を参照。
- ⁷¹ 法政大学大原社会問題研究所[1952] pp.123-126 を参照。
- ⁷² 法政大学大原社会問題研究所[1951] p.125 及び佐々木[2011]を参照。
- ⁷³ 法政大学大原社会問題研究所[1957] pp.153-163 を参照。
- ⁷⁴ 吉田容子監修 JNATIP (Japan Network Against Trafficking in Persons)編[2004] p.20 を参照。

参考文献

<日本語文献>

- 赤坂憲雄 [2006]『子守り唄の誕生』講談社学術文庫
- 赤松啓介 [1994]『民謡・猥歌の民俗学』明石書店
- 石原修 [1970 (初版 1947)]「女工と結核」箆山京編集・解説『生活古典叢書第5巻 女工と結核』174-198 ページ
- 池本幸三・布留川正博・下山晃 [1995]『近代世界と奴隷制—大西洋システムの中で—』人文書院
- 岡本良知 [1934]「16世紀に於ける日本人奴隷問題(上)」『社会経済史学』4巻3号 1-19 ページ
- 落合恵美子 [1994]「近世末における間引きと出産」脇田晴子、S.B.ハンレー編著『ジェンダーの日本史(上)』425-459 ページ
- 斎藤修 [1997]『比較史の遠近法』NTT出版
- 佐々木綾子 [2011]「『人身売買』の定義再考に向けて—『いわゆる人身売買』と労働搾取問題」『大原社会問題研究所雑誌』627号 30-44 ページ
- 曾根ひろみ [2003]『娼婦と近世社会』吉川弘文館
- 武居良明 [2003]「イギリス綿工業と児童労働—19世紀初期から戦間期まで—」『社会経済史学』69巻4号 49-69 ページ
- 田中勝文 [1967]「児童労働と教育—特に1911年の工場法の施策をめぐって」『教育社会学』22号 148-161 ページ
- 日本民具編 [1988]『E. S. Morse Collection: モースの見た日本』小学館
- 農商務省、犬丸義一校訂 [1998 (初版 1903)]『職工事情(上)・(中)・(下)』岩波文庫
- 藤野敦子 [2007]「日本の児童労働とジェンダーバイアス—歴史からの考察」『日本ジェンダー研究』第10号 27-40 ページ
- 法政大学大原社会問題研究所 [1951]『日本労働年鑑』 第23集
- 法政大学大原社会問題研究所 [1952]『日本労働年鑑』 第24集
- 法政大学大原社会問題研究所 [1957]『日本労働年鑑』 第29集
- 細井和喜蔵[1954 (初版 1925)]『女工哀史』岩波文庫
- ルイス・フロイス(岡田章雄訳注) [1991]『ヨーロッパ文化と日本文化』岩波文庫
- 牧英正 [1971]『人身売買』岩波新書
- 三好信浩 [2000]『日本の女性と教育—近代産業社会における女性の役割』東信堂
- 山下文男 [2001]『昭和東北大凶作』無明舎出版
- 山本俊一 [1983]『日本公娼史』中央法規出版

山本茂実 [1977] 『あゝ野麦峠—ある製糸工女哀史』 角川文庫
横山源之助 [1949 (初版 1899)] 『日本の下層社会』 岩波文庫
吉田容子監修 JNATIP (Japan Network Against Trafficking in Persons)編 [2004] 『人身売買
をなくすために—受入大国日本の課題』 明石書店

<英語文献>

Cunningham, H. [1955] “Child Labour and Industrialization,” Working Conditions and Environment Department Working paper No.1, International Labour Office.
Fujino, A. [2009] “History of Child Labor in Japan,” Hugh D. Hindman, ed., *The World of Child Labor: An Historical and Regional Survey*, M. E. Sharpe, pp.881-887.
Hindman, Hugh D. [2003] *Child Labor: An American History*, M. E. Sharpe.
Nardinelli, C. [1990] *Child Labor and the Industrial Revolution*, Indiana University Press.
Saito, Osamu [1996] “Children’s Work, Industrialism, and the Family Economy in Japan,” Hugh Cunningham and Pier Paolo Viazzo, eds., *Child Labour in Historical Perspective 1800-1915: Case Studies From Europe, Japan and Colombia*, Unicef International Child Development Centre, pp.73-90.
Tamanoi, Mariko A. [1991] “Songs as Weapons: The Culture and History of Komori (Nursemaids) in Modern Japan,” *The Journal of Asian Studies*, Vol. 50, No. 4, pp.793-817.